

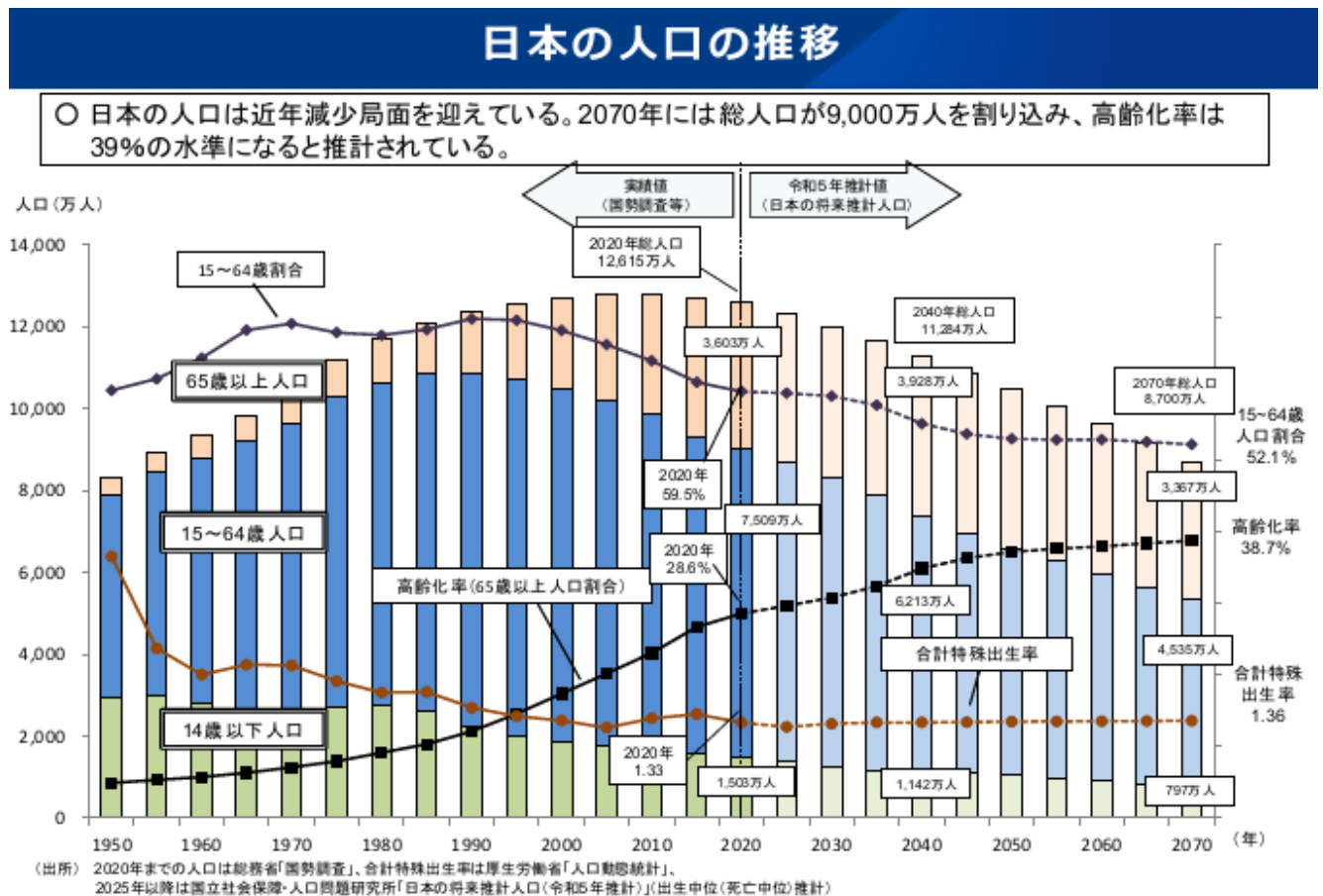
地域福祉計画の策定について

1. 地域福祉を取り巻く現状

【全国的な動向】

- ◆ 少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、孤独孤立対策、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな課題が数多く発生しています。
- ◆ 「地域共生社会」の実現に向け、行政だけでなく、企業・ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間の主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により、地域の課題を解決することが求められています。
- ◆ 分野ごとの縦割りを超えた「重層的支援体制整備事業」により、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施する方向で進んでいます。

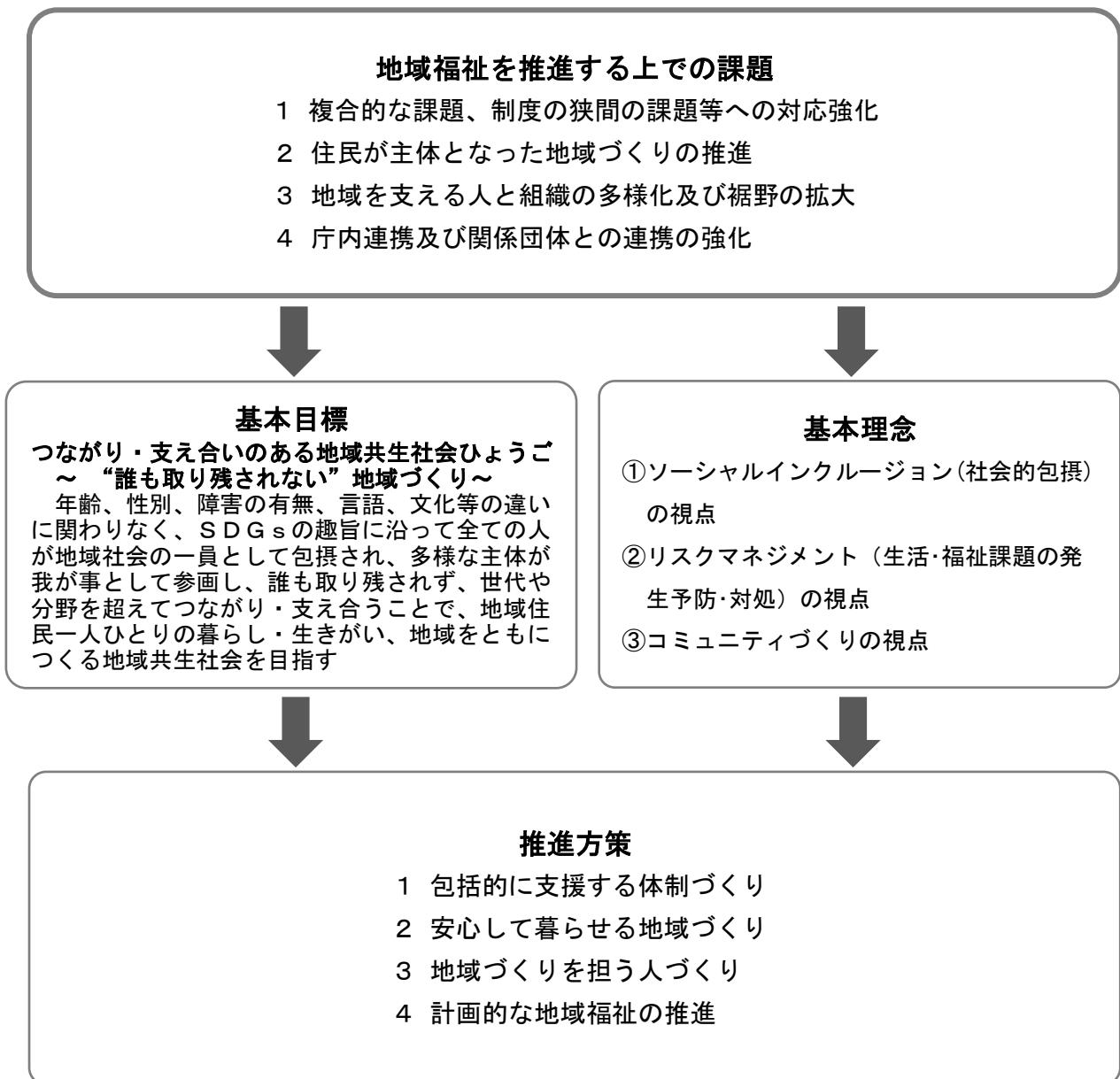
人口の推移と将来推計（全国）



【兵庫県の動向】

- ◆ 兵庫県が、令和6年3月に策定した「第5期兵庫県地域福祉支援計画」では、「年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、SDGsの趣旨に沿って全ての人々が地域社会の一員として包摂され、多様な主体が我が事として参画し、誰も取り残されず、世代や分野を超えてつながり・支え合うことで、地域住民一人ひとりの暮らし・生きがい、地域をともにつくる地域共生社会を目指す」としています。
- ◆ 県が策定している地域福祉支援計画では、国が進める地域共生社会や県のユニバーサル社会づくりの理念、社会情勢の変化等を踏まえた市町の地域福祉推進の新たなガイドラインとともに、福祉活動と地域づくり活動の連携がより一層進むための新たな支援策や包括的な相談支援体制づくりに向けた県の具体的な支援策を示します。

兵庫県地域福祉支援計画（第5期）の概要



【赤穂市の状況】

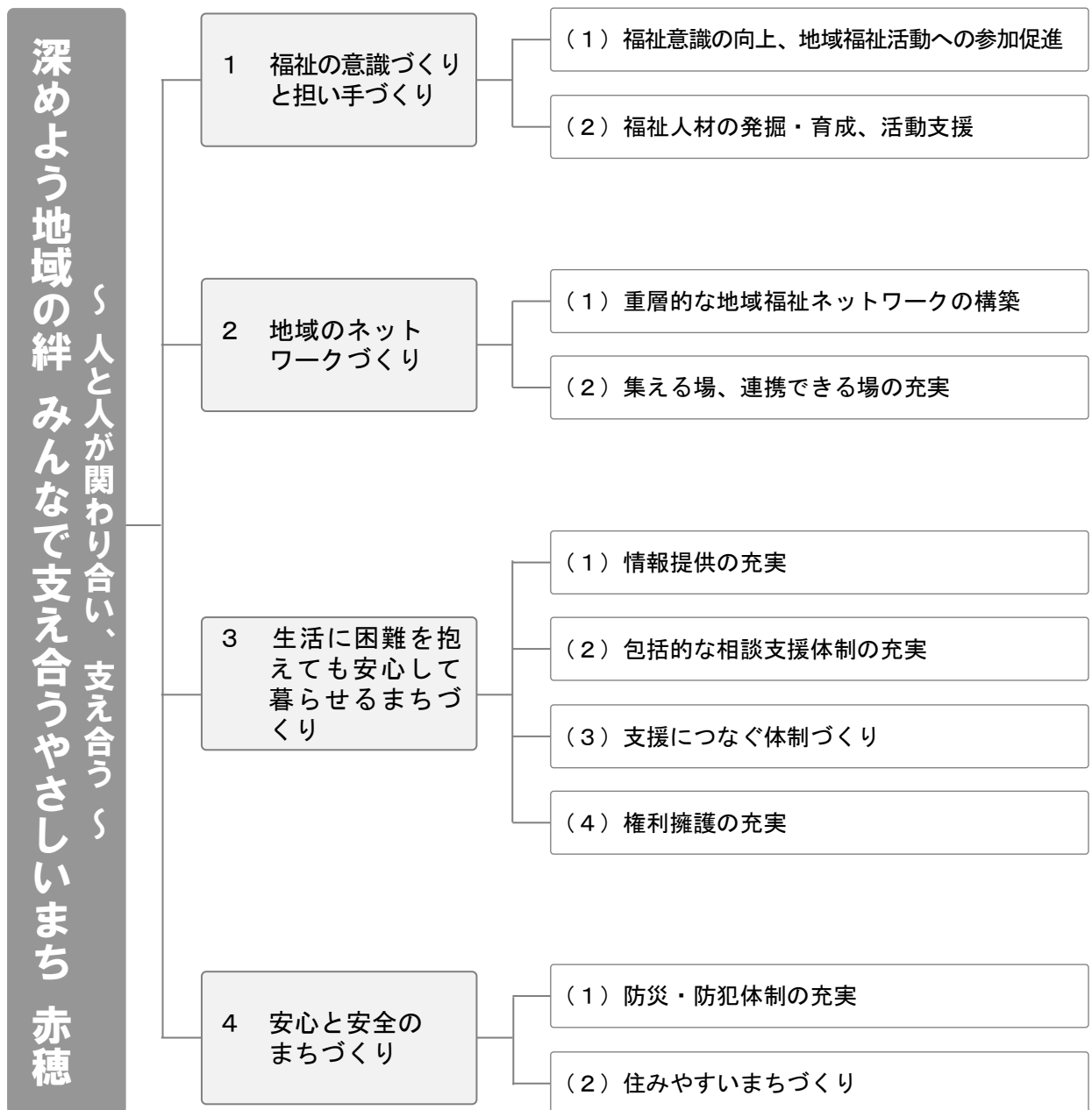
- ◆ 本市では、令和4年3月に「第3期赤穂市地域福祉計画」を策定し、「深めよう地域の絆 みんなで支え合うやさしいまち 赤穂 ～人と人が 関わり合い・支え合う」を基本理念に、地域における多様な主体と行政が協働で福祉愛に満ち溢れるまちづくり、誰もが安心して健康で暮らせるまちづくりを進めてきました。

赤穂市地域福祉計画（第3期）の体系【参考】

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



2. 赤穂市地域福祉計画の見直しについて

「第3期赤穂市地域福祉計画」は、令和4年度を初年度とした令和8年度までの5か年計画であり、計画策定から各種法制度が整備・施行されており、また本市を取り巻く社会経済情勢も大きく変化してきていることから見直しを行い、令和9年度から令和13年度までを計画期間とする「第4期赤穂市地域福祉計画」を策定します。

3. 計画の性格、法的根拠

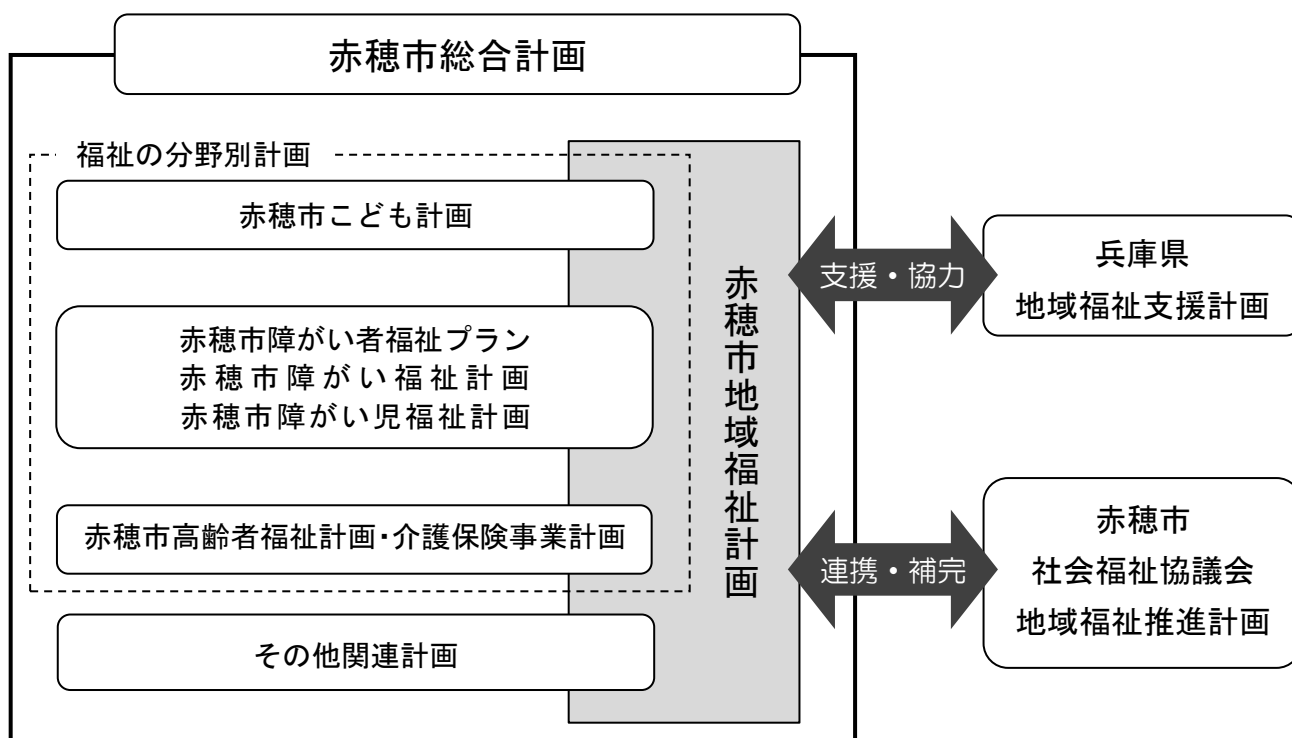
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画となります。

社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

策定にあたっては、本市の上位計画である「赤穂市総合計画」をはじめ、「赤穂市子ども計画」や「赤穂市障がい者福祉プラン」「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」などの関連計画と整合を図ります。



4. 計画の策定体制（策定プロセス）

（1）赤穂市地域福祉計画策定委員会による協議

地域福祉に関係する各種団体・関係機関などで構成する「赤穂市地域福祉計画策定委員会」において、本市における現状や計画、方針等について議論・検討を行い、計画を策定します。

（2）市民等のニーズの把握（市民アンケートの実施）

本市に住む18歳以上の市民を対象に、地域福祉に対する意識や生活課題、ニーズ等を把握するためにアンケート調査を実施します。

【市民アンケートの実施方法】

項目	内容
調査の目的	地域福祉に対する意識や生活課題、ニーズ等を把握するためアンケート調査を実施し、次期計画策定の基礎資料とする。
調査対象者	18歳以上の市民
調査期間	令和8年7月
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答
配布数	2,000件

（3）計画の評価・検証

現行計画の各施策・事業等の評価について、庁内の担当課を通じて施策・事業の確認、評価、取りまとめを行い、計画に反映していきます。

（4）パブリック・コメントの実施

アンケート等の結果を踏まえて、赤穂市地域福祉計画策定委員会において議論・検討のうえ策定した計画案について、広く市民の意見を反映するため、パブリック・コメントを実施します。（令和8年12月から令和9年1月頃を予定）。